

令和8年度 文京区社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体等研修費助成 応募の手引き

本助成金は、地域福祉の推進活動を行うボランティア・市民活動団体等に対し、その活動を深め、より充実させるための研修開催を支援することを目的としています。

助成対象団体

- ① 文京区民を主たる対象とした地域福祉の推進活動を行っているボランティア・市民活動団体等
- ② 規約、会則等の組織運営に関する定めを有していること
- ③ 助成対象事業等に関する経費について、独立した会計処理を実施し、報告できる団体であること

× このような活動（団体）は対象ではありません ×

- ・ 宗教、政治活動を行っている団体
- ・ 活動内で営業行為を行っている団体
- ・ 他の地域団体の活動を阻害するおそれがあるとみられる団体

※助成金交付決定後に上記行為があったと判断される場合には、助成金交付を取り消すことがあります。

助成対象事業

◆対象事業は以下に該当するものです

- ① 団体企画研修
地域福祉の推進活動を行うボランティア・市民活動団体等が自ら企画・実施する研修であり、団体の活動の発展や、団体の自立性を促進する目的で行われるもの
- ② ボランティア人材育成講座
地域福祉の推進活動を行うボランティア・市民活動団体等が他団体と連携し、ボランティアの人材育成を目的として行う講座

助成対象経費

- 外部講師謝礼（1時間単価1万3千円を上限）
- 会場費・機材借上費
- 研修実施に必要な外部協力者謝礼（手話通訳や視覚障がい者ガイドヘルパーへの謝礼等）

× 以下の経費は対象ではありません ×

- ・すでに終了した事業
- ・団体の会員または会員に準ずる方への講師及び演者謝礼
- ・飲食にかかわる経費
- ・接待、寸志、心づけ、土産等の交際的な経費
- ・団体の管理運営維持に関する経費
- ・機材の購入費
- ・文社協の他の助成対象となっている経費
- ・参加予定人数が少数のもの（おおむね5名以下）

助成金額および応募期間について

- ◆「団体企画研修」は、年間1団体4万円が上限、「ボランティア人材育成講座」は年間1団体5万円が上限（助成金額の千円未満の額は切り捨て）
助成総額50万円
- ◆令和8年4月1日(水)から先着順に審査・交付決定し、助成総額に達し次第、応募受付を終了します。(令和9年3月31日(水)までに実施する研修・講座が対象です。)

申請の流れ

【1】 所定の助成金申請書類に必要事項を記入の上、下記の資料を添付してください

必ず提出していただくもの

- 助成金交付申請書（様式第1号）
- 会則または規約

必要に応じて提出していただくもの

- 外部講師プロフィール（様式第2号）
- 外部連携団体プロフィール（様式第3号）
- 見積書
- その他事業内容がわかる書類

【2】 地域連携ステーション ボランティア担当まで、持参または郵送にてご提出ください

申請から交付までにお時間をいただく場合があります。
事業実施の1ヵ月以上前にご申請ください。

【3】 申請内容を審査し、結果を送付します

交付が決定した団体には、交付請求書兼口座振込依頼書を提出していただきます。
※助成金はすべて口座振込となります。

交付決定を受けた内容に変更が生じた場合や中止する場合は、必ず届出を速やかに提出してください。

【4】 実績報告書などの提出

助成事業の完了後1ヵ月以内に、事業報告書（様式第8号）および決定した助成対象支出分全ての領収書（写しも可）を提出してください。

※領収書のないものは、助成の対象となりません。

尚、3月中旬以降に事業が完了する団体は、令和9年4月2日（金）が提出期限となります。

その他

- (1) 申請内容について、必要に応じて聞き取りさせていただくことがあります。
- (2) 交付の場合でも、助成金額が限度額（申請額）より少なくなることもあります。
- (3) 助成に関わる書類は、文京区社会福祉協議会情報公開規程に基づき情報公開の対象 となっています。また、広報紙に団体名、事業内容、助成金額等が掲載されることがあります。
- (4) 歳末・地域福祉たすけあい運動による募金を財源に事業を行ったことを明示する義務を負います。

※助成の内容、限度額、申請書、添付書類等についての詳細は別紙の「令和8年度ボランティア・市民活動団体等研修費助成実施要領」でご確認ください。

社会福祉法人 文京区社会福祉協議会
地域連携ステーション ボランティア担当
〒113-0033 文京区本郷 4-15-14 文京区民センター地下 1 階
Tel : 03-3812-3114 Mail : vorasen@bunsyakyo.or.jp

